一　電気供給業、ガス供給業又は倉庫業に係る所得又は収入金額
当該都道府県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得又は収入金額
×
当該新設し、又は増設した特別償却設備に係る固定資産の価額
当該特別償却設備を新設し、又は増設した者が当該都道府県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額
二　鉄道事業又は軌道事業に係る所得金額
当該都道府県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得金額
×
当該軌道を新設し、又は増設した軌道のうち特別償却設備に係る軌道の延長キロメートル数
当該都道府県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得又は収入金額
三　前二号以外の業種に係る所得又は収入金額
当該新設し、又は増設した特別償却設備に係る従業者の数
×
当該特別償却設備を新設し、又は増設した者が当該都道府県内に有する事務所又は事業所の従業者の数
2　前項の固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数及び従業者の数の算定については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の四十八第四項から第六項まで、第九項及び第十項並びに第七十二条の五十四第二項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。
2　この省令の施行の日から平成二十七年十二月三十一日までの間における第二条第一号の規定の適用については、同号中「第十条第六項第四号」とあるのは「第十条第四項」と、「中小事業者」とあるのは「中小企業者に該当する個人」とする。

○総務省令第七十四号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第八十六号）及び国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十六号）の施行に伴い、並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の三の項、別表第二の七の二の項、別表第三の二十一の二の項、別表第四の六の二の項及び別表第五第二十六号の二の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月三十一日

総務大臣　山本　早苗

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

住民基本台帳法別表第一から別表第五までの総務省令で定める事務を定める省令（平成十四年総務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第十項第五号中「又は第六十条第一項」を「、第六十条第一項又は第六十条の十四第一項」に改め、同項第六号中「第六十条の五第一項」の下に「（同法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第二条第十項第一号中「総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十条第八項及び第四十三条第一項」を「構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十九条の二第八項」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「総合特別区域法第二十条第八項及び第四十三条第八項」を「構造改革特別区域法第十九条の二第八項」に改め、同項第五号中「国際戦略総合特別区域通訳案内士又は地域活性化総合特別区域通訳案内士」を「地域限定特例通訳案内士」に改める。

第三条第二十三項、第四条第九項及び第五条第二十八項中「総合特別区域法第二十条第八項及び第四十三条第八項」を「構造改革特別区域法第十九条の二第八項」に、「国際戦略総合特別区域通訳案内士又は地域活性化総合特別区域通訳案内士」を「地域限定特例通訳案内士」に改める。

附　則

この省令は、平成二十七年九月一日から施行する。

○文部科学省令第二十九号

国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）第三条第三号及び第四条の規定に基づき、並びに国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の三の規定を実施するため、国家戦略特別区域法施行令第三条第三号の文部科学省令で定める基準等を定める省令を次のように定める。

平成二十七年八月三十一日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　山口　俊一

国家戦略特別区域法施行令第三条第三号の文部科学省令で定める基準等を定める省令

（令第三条第三号の文部科学省令で定める基準）

第一条　国家戦略特別区域法施行令（以下「令」という。）第三条第三号の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　令第三条第一号の教育課程に基づき同条第二号の指導方法による教育を行うために必要な職員を置くものであること。

二　前号の職員には、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める主幹教諭、指導教諭又は教諭（以下「教諭等」という。）を相当数含むものであること。

イ　国際理解教育及び外国語教育を重点的に行う特定公立国際教育学校等（国家戦略特別区域法第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等をいう。以下同じ。）　国語以外の二以上の教科の指導の全部を外国語で行うことができる外国人（日本の国籍を有しない者をいう。）である教諭等

ロ　イに掲げる特定公立国際教育学校等以外の特定公立国際教育学校等　区域方針（国家戦略特別区域法第六条第一項に規定する区域方針をいう。）に密接に関係する業務（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校の業務を除く。）に五年以上従事した経験のある教諭等

三　前号の教諭等の給与についてその能力及び実績に応じて必要な優遇措置が講じられていることその他第一号の職員の処遇が適切に行われていること。

四　令第三条第一号の教育課程に基づき同条第二号の指導方法による教育を行うために必要な語学演習用機器、視聴覚教育用機器その他の設備を有するものであること。

五　教育上特別の配慮を必要とする生徒が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制を整備するものであること。

六　学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十九条、第百四条第一項及び第百十三条第一項において準用する第六十七条の規定に基づく評価を行い、その結果を公表するものであること。

（令第四条の文部科学省令で定める算定の方法）

第二条　令第四条の規定により読み替えて適用される義務教育費国庫負担法第二条ただし書の規定に基づき教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担額の最高限度を定める政令（平成十六年政令第百五十七号。以下この条において「限度政令」という。）第一条第五号に規定する文部科学省令で定めるところにより算定した数は、中学校（特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。以下この条において同じ。）及び中等教育学校（特定公立国際教育学校等に該当するものに限る。以下この条において同じ。）の前期課程につき、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第百十六号。以下この条において「標準法」という。）第六条の二の規定の例により算定した数と標準法第三条第一項及び第二項本文に規定する学級編制の標準により算定した学級数に基づき標準法第七条第一項及び第八条の規定の例により算定した数とを合計した数とする。